

判例時報

平成24年5月1日号

<最新判例批評>

判例
評論

No.639

高木 光 今村 与一 前田 陽一 渡部美由紀
 野村 秀敏 今井 猛嘉

判決録

No.

2142

旬刊

定価 1400円

本体1333円

<行政>	1件	3
<民事>	9件	26
<知的財産権>	4件	79
<労働>	1件	121
<刑事>	1件	139
◆最高裁判例要旨(平成24年2月分)		142

—細目次は次頁—

判例時報社

▽港の岸壁に着岸して積荷の陸揚げ作業中の船舶のクレーンが損傷を受けた事故について、陸上のクレーンが衝突して発生したものであり、陸上のクレーン作業員に過失があるとして、その使用者の責任が認められた事例

(¹損害賠償請求事件、東京地裁平二〇〇五年五月〇日平二〇〇五年二月二十二日民四八〇二〇〇年二月二十三日和解)
一部認容、一部棄却(控訴)

△参考条文 民法七〇九条・七一条

△当事者△

原 告 マイダス・ライ

ン・エス・エイ

同代表者 大河内 源二

同訴訟代理人弁護士

同 黒澤謙一郎

同訴訟復代理人弁護士

竹谷 光成

同補佐人 赤地 茂

被 告 山九株式会社

同代表者代表取締役

中村公一

△ほか一名△

上記両名訴訟代理人弁護士

鶴岡誠

【主文】 一 被告らは、原告に対し、連

帶して金七〇三万〇八八〇円及びこ
れに対する平成一七年一月二一日か
ら支払済みまで年五分の割合による

金員を支払え。

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用は、これを八〇分し、そ
の六七を被告らの連帶負担とし、そ
の余を原告の負担とする。

四 この判決は、第一項に限り、仮に
執行することができる。

【事実及び理由】 第一 請求

被告らは、原告に対し、連帶して金八三
八万〇八八〇円及びこれに対する平成一七
年一月二一日から支払済みまで年五分の割
合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 本件は、機船「ライト・オーシャン
二号（"BRIGHT OCEAN II"）」以下「本
船」という。が木更津港新日鐵君津製鐵
所中央岸壁（以下「本件岸壁」という。）
に着岸して積荷の陸揚げ作業をしていた
際、被告山九株式会社（以下「被告山九」と
いう。）から被告山九東日本サービス株
式会社（以下「被告山九東日本」という。）
に出向中であった作業員の過失によつて本
件岸壁の陸上クレーンが本船の船上クレー
ンに衝突する事故が発生したとして、本船
を所有する原告が、被告らに対し、民法七
十五条に基づき、損害賠償金八三八万

〇八八〇円及びこれに対する不法行為の日
である平成一七年一月二一日から支払済み
まで民法所定の年五分の割合による遅延損
害金の連帶支払を求める事案である。

二 前提事実（当事者間に争いがない
か、以下の各項に掲記の証拠及び弁論の全
趣旨により容易に認定することができる事
実）

（（編注・本誌では証拠の表示は一部を除き省略ないし割愛します）

（1）当事者等

ア 原告は、パナマ共和国法に準拠して
設立された同国法人であり、本船を所有し
ている。

イ 被告山九は、港湾運送事業・海運業
などを営む株式会社であり、荷主である新
日本製鐵株式会社（以下「新日鐵」とい
う。）から請け負つて、木更津港新日鐵君
津製鐵所岸壁（本件岸壁はその一部であ
る）における荷役業務を行つていた。

ウ 被告山九東日本は、被告山九の子会
社であり、被告山九が請け負つた木更津港

新日鐵君津製鐵所岸壁における荷役業務に
ついて、被告山九の下請として自己の雇用
する港湾労働者を使用して行つていたほ
か、被告山九の港湾荷役作業に対して監督
を行つていた。

エ 甲野太郎（以下「本件作業員」とい
う。）は、被告山九東日本に

出向し、被告山九東日本が雇用する港湾労
働者である。

（2）本船上に設置されたクレーンの構造
と、回転台は左回転（反時計回りに自転）
をする関係にある（旋回の仕組みは、別紙
二記載のとおり）。

（ア）本船上には複数のクレーン（デッキ
クレーン）が設置されており、そのうち最

も船首側のもの（第一号クレーン。以下
「本船クレーン」という。）は、本船の複

数の船倉のうち最も船首側のもの（第一号
船倉。以下「本件第一船倉」という。）に
係るハッチと、船首側から二番目の船倉
(第二号船倉)に係るハッチの間に設置さ
れている。

イ 本船上に設置された複数のクレーン
は、それぞれ、回転台（ターンテーブル）
の上に固定されており、同じく回転台上に固
定されている減速機の油圧システムによつ
て旋回する。

（3）本件岸壁に設置されたクレーンの構
造等

ア 本件岸壁に設置されたクレーン（ア
ンローダー。以下「本件陸上クレーン」と
いう。）は、海側に突き出ている部分（い
わゆる横桁）の下に運転席（以下「本件運
転席」という。）が設置されており、本件
運転席からの操作により、上記横桁からワ
イヤーでつるされているグラブバケットを船
の上下（天地方向）に移動することができる
ほか、本件運転席やグラブバケットを船の
左舷、右舷方向に移動することができ、こ
れらの動きによって船倉から貨物を搬出す
れる（本件陸上クレーンの外観（本件陸上ク
レーンを船尾方向から見たもの）は、別紙
三記載のとおり）。また、船倉内の貨物の
位置や形状等を考慮し、本件運転席からの
操作により、上記横桁を、船首、船尾方向
に移動させて作業を進める。なお、本件陸
上クレーンには、本件岸壁のレール上に設
置されたストライカーに接触すると自動的
に停止するリミット・スイッチと呼ばれる
構造が設けられており、被告らは、上記横
桁が船上の障害物に衝突することを防止す

ジブ（腕木）は、本船が航行しているとき
は、船倉のハッチの真上に位置するジブレ
ストと呼ばれる場所に船首又は船尾方向に
格納されている。また、港湾実務上、本船
が岸壁に着岸し、陸上クレーンが荷役作業
を行つているときは、同作業の妨げとなら
ないよう、本船上に設置されているクレ
ーンのジブを海側に振り出した位置で停止さ
せることとされている。

（ア）本件岸壁に設置されたクレーンの構
造等

ア 本件岸壁に設置されたクレーン（ア
ンローダー。以下「本件陸上クレーン」と
いう。）は、海側に突き出ている部分（い
わゆる横桁）の下に運転席（以下「本件運
転席」という。）が設置されており、本件
運転席からの操作により、上記横桁からワ
イヤーでつるされているグラブバケットを船
の上下（天地方向）に移動することができる
ほか、本件運転席やグラブバケットを船の
左舷、右舷方向に移動することができ、こ
れらの動きによって船倉から貨物を搬出す
れる（本件陸上クレーンの外観（本件陸上ク
レーンを船尾方向から見たもの）は、別紙
三記載のとおり）。また、船倉内の貨物の
位置や形状等を考慮し、本件運転席からの
操作により、上記横桁を、船首、船尾方向
に移動させて作業を進める。なお、本件陸
上クレーンには、本件岸壁のレール上に設
置されたストライカーに接触すると自動的
に停止するリミット・スイッチと呼ばれる
構造が設けられており、被告らは、上記横
桁が船上の障害物に衝突することを防止す

るため、船舶が着岸した後、本件岸壁のレール上にストライカーを設置し、本件陸上クレーンの移動範囲を制限している。

イ 本件運転席の正面は、陸上から見て右側を向いているから、後記(4)のとおりの

向きに着岸した本船の本件第一船倉の荷役作業を行う場合、本件運転席で操作をする

作業員は、本船クレーンを背にして、本件陸上クレーンの運転操作をすることになる。

(4) 本船は、平成一七年一月二〇日午前一〇時ころ、右舷側を接岸して、本件岸壁に着岸した。

本船クレーンがほぼ左舷正横の方向に振り出された後、被告山九は、同日から、本船の積荷（コーケス）の陸揚げ作業を開始した。本件第一船倉の荷役作業は、同月二一日午前五時四〇分ころから開始され、同日午前七時三〇分ころからは、本件作業員が担当していた。その具体的な態様は、本件作業員が本件陸上クレーンを操作し、本件第一船倉内から積荷を陸揚げするというものであつた。

(5) 平成一七年一月二一日午前七時三五分ころ、本件岸壁において、本船クレーンのジブの根元側から見て右側の面に、本件作業員が操作していた本件陸上クレーンが接触する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。ただし、本件事故の具体的な態様については、争いがある。

(6) 本船クレーンには、本件事故の直後、次の損傷（以下、これらをまとめて

「本件損傷」という。）が存在した。

ア 内部の主な損傷は、以下のとおりである。

① TTB内歯車三枚が損傷してい

た。 ② ピニオンの歯車三枚が損傷してい

た。 ③ 減速機アダプタ（ギアを含む。）

が損傷し、減速機シーケンスが上下に割れていた。

イ 外部の損傷は、以下のとおりである（ただし、被告らは、このほかにも存在す

ると主張している。第三の一(6)参照）。

① ジブの根本から先端方向に向かつて、ジブの全長の三分の一程度のところに、くぼみ及び塗装剥離が生じていた。

② ジブの根本から先端方向に向かつて、ジブの全長の三分の二程度のところに、くぼみ及び塗装剥離が生じていた。

（7） 平成一七年一月二一日午前八時二〇分から同一〇時三〇分までの間、荷役作業中、本船クレーンがほぼ左舷正横の方向か

ら時計回りに旋回し、本件第一船倉の上に移動したために荷役作業が中断した。

三 爭点及び当事者の主張

(1) 本件事故の態様及び本件事故と本件損傷との関係

（原告の主張）

ア 本件事故は、本件作業員が、第一ハ

ッチの船尾側にある貨物を荷揚げしよう

して、グラバケットが開いた状態で本件陸上クレーンを本船の船尾方向に後退させたところ、本件陸上クレーンが後退し過ぎ

たことにより、又は本件陸上クレーンが本船クレーンに接近したときに何らかの原因でグラブパケットが振れたことにより、左舷正横の方向を向いて停止中の本船クレーンに本件陸上クレーンが衝突したものである。

ウ 本船クレーンが、本件岸壁に着岸す

た直後、左舷正横の方向に振り出された状態で固定され、それ以降は、電動機が停止し、油圧ロックが掛けた状態であつたから、本船クレーンの方が旋回して本件陸

上クレーンに衝突することはない。

イ 本件事故によつて本船クレーンの内

部に激しい損傷が生じたのは、本件事故発生時ににおいて、本船クレーンのブレーキや油圧ロックが解除されておらず、TTB内

歯車とピニオンがしつかりロックされてい

たときに衝撃が加わったことを示すもので

あり、本件事故は、本船クレーンが旋回し

て本件陸上クレーンに衝突したのではない

く、停止中の本船クレーンに本件陸上クレ

ーンが衝突したものである。

TTB内歯車の損傷箇所とピニオンの損

傷箇所の位置関係（本船クレーンを左舷正

横の方向に旋回させたとき、ピニオンがTTB内歯車の損傷位置にあること）からすれば、本件損傷が生じた當時、本船クレー

ーンが左舷正横の方向を向いた状態であつたことは、明らかである。

（被告らの主張）

ア 本件クレーンのジブは、荷役作業中

は、本船クレーンのマスト（帆柱）よりも

更に海側（左舷正横の方向）になればならないから、本件陸上クレーンが後退し過

これらの事実は、左舷正横の方向を向いた本船クレーンのジブの根元側から見て右側の面に、左方向（反時計回り）の衝突の力が加わったことと整合するものである。

ア 内部の主な損傷は、以下のとおりで

船クレーンに接近したときに何らかの原因でグラブパケットが振れたことにより、左舷正横の方向を向いて停止中の本船クレーンに本件陸上クレーンが衝突したものである。

ア 内部の主な損傷は、以下のとおりで

船クレーンに接近したときに何らかの原因でグラブパケットが振れたことにより、左

舷正横の方向を向いて停止中の本船クレ

ーンは、ピニオンが損傷している場合に

は、減速機の油圧システムを用いて正常に

旋回させることは不可能であるが、本件事

故前日に本件岸壁に着岸した際には、減速

機の油圧システムを用いて海側（左舷正横

の方向）に旋回させている。この時点で本

船クレーンに異常はなく、それから本件事

故が発生するまでの間に異常が生じたこと

はない。

エ 確認書（乙）一号証）は、本船の船長

が、事実関係を適切に把握することなく、優越的地位にある被告から求められるま

まに署名をしたものであり、翌日、現認書（甲）二号証）によつて内容が変更され

たことによる。

（被告らの主張）

ぎたのであれば、本件陸上クレーンの運転席は、本船クレーンのジブよりも先に本船クレーンのマストと衝突するはずである。しかしながら、本船クレーンのマストに損傷があつたという報告は一切ない。

したがつて、本件陸上クレーンが後退し過ぎたとする仮定は成り立たない。

本件事故は、本船クレーンが、何らかの事由で管理不備の状態にあつたため、突然、時計回りに旋回し、本件運転席の海側にある投光機のソケット部に接触して、同ソケットの曲損が生じたものである。

これは、本船クレーンのジブの右側についている二か所の接触痕が、本船クレーンのジブが本件第一船倉の方向に旋回して本件陸上クレーンのグラブバケットに二回衝突したと考えられる位置と一致することや、本件運転席下部に付いている接触痕も、本船クレーンのジブが本件第一船倉の方向に旋回した際、ジブを支持しているワイヤーロープが投光器と接触して生じたものであることをもつて裏づけられる。

イ 本件事故においては、左舷正横の方に向いていた本船クレーンのジブの根元側から見て右側の面に、左方向（反時計回り）の衝突の力が加わったのであるから、ジブ及び回転台は、根元側から見て左方向（反時計回り）に回転しようとする。この場合には、ブレーキが正常に作動して固定されていてあれば、TTB内歯車の歯元側から見て左側の面に第一撃が加わることになるから、同面に明確な損傷がなければならない。しかしながら、甲一八号証の

二から六までの写真によれば、TTB内歯車の歯元側から見て左側の面には明確な損傷が認められず、逆に同右側の面が明確に過ぎたとする仮定は成り立たない。

原告は、乙一号証の作成に当たり、本船車の歯元側から見て左側の面には明確な損傷が認められず、逆に同右側の面が明確に過ぎたとする仮定は成り立たない。

以上とのおり、TTB内歯車の損傷状況と、本件事故における本船クレーンと本件陸上クレーンの衝突態様とは一致しないから、本件損傷は、本件事故とは別の機会に生じたものである。

ウ 本船クレーンは、本件事故の発生前から故障していた可能性がある。

原告主張の最終検査は、本件事故から約半年前も前のものである。

本船の乗組員は、本件事故当日の午前八時ころから、チエーンロック等を用いて、本件第一船倉上に位置していた本船クレーンのブームを左舷正横の方向に旋回させている作業をしているし、本件事故の翌日に本船クレーンが本件第一船倉上に移動してしまったため、上記同様にチエーンブロック等を用いて本船クレーンを移動させている。

なお、甲一二号証を作成したのは、本船の船長が、出航直前になって、これを作成しなければ本船を出航させないと言い出したために作成されたものである。

(2) 被告らの責任

(原告の主張)

本件作業員は、本件陸上クレーンを作動させて、本件第一船倉から積荷であるコークスを陸揚げするロッド等を用いて本船クレーンを移動させたがつて、本船が本件岸壁に着岸した際も、本船クレーンが本件第一船倉上に移動してしまったため、上記同様にチエーンブロック等を用いて本船クレーンを移動させたことにより、同時に生じたものである。

したがつて、本船が本件岸壁に着岸した際も、チエーンロック等を用いて本船クレーンを左舷正横の方向に旋回させることは可能である。

エ 本船の船長は、本船クレーンが突然動き出したこと、全ての損害は船側で支払わなければならぬことを記載した書面（乙一号証）に関係者とともに署名をしており、また、翌日作成した書面（乙三号証）においても、荷役作業が止まつたのは船のクレーンに起因するものであること

（“Discharging work was stopped by an accident of Ship's Crane.”）を認めており、本船側の責任を認めてくる。

原告は、乙一号証の作成に当たり、本船の船長が事実を確認できなかつたと主張するが、本船の乗組員が事故直後に本船クレーンの操作ハンドルが中立位置にあつたことを確認し写真撮影をしたのであれば、本船の船長が、本船クレーンが突然動き出した旨という本船側の責任を認めるることはありえない。

原告の損害額については、知らない。

第三 当裁判所の判断

一 本件事故の態様及び本件事故と本件損傷との関係（争点①）について

（1）本件損傷のうち内部の主な損傷は、TTB内歯車三枚、ピニオンの歯車三枚及び減速機の損傷であるところ、△証拠略》によれば、これらは各別に生じたものではなく、本船クレーンに何らかの外力が加わったことにより、同時に生じたものであることが認められる。

（2）本件事故の発生前に本件損傷が生じた可能性について

被告らは、本船クレーンが本件事故の発生前から損傷していた可能性を指摘する。しかしながら、本船クレーンが本件事故の発生前から損傷していたことを示す証拠は全く存在せず、△証拠略》によれば、平成六年八月一日に本船クレーンの検査を受けた際、本件損傷等の異常は報告されておらず、その後、本件事故が発生するまでの間に事故等の報告はされていなかつたことが認められる。

前記①のとおり、本件事故は、本件作業（被告の主張）

原告は、本件事故により、別紙四記載①から⑬までのとおり、修理費用等六三八〇八八〇円及び弁護士費用二〇〇万円（合計八三八〇万八八〇円）の損害を受けた。（3） 損害額

そして、△証拠略》によれば、本件損傷

が生じている場合には、本船クレーンを減速機の油圧システムによって旋回させることができないこと、本船クレーンを手動で旋回させるには、チエーンブロック等を用いなければならないことが認められるのであるから、仮に、本船が本件岸壁に着岸する前から本件損傷が生じていたのであれば、上記着岸後、本船クレーンはチエーンブロック等を用いて手動で海側に旋回されたことになるが、そのような作業が行われたことを裏付ける証拠は何ら提出されていない。かえつて、△証拠略△によれば、上記着岸時、本船クレーンは、減速機の油圧システムによって旋回されたことが認められる。

以上によれば、本船クレーンが本件事故の発生前から損傷していたとは認められない。これと異なる被告らの上記主張は、採用することができない。

(3) 本件損傷が発生した状況について
ア △証拠略△によれば、①減速機を用いて本船クレーンを旋回させているときなどブレーキが掛かっていない状態で外力を受けた場合には、安全弁が働いて外力を逃がすため、原則として減速機等が損傷を受けることはなく、仮に、この場合において減速機等が損傷を受けるときには、安全弁を含む油圧系統も損傷を受けると考えられること、②ブレーキが掛かっている状態で外力を受けた場合には、安全弁が働かない

こと、③本件事故後において安全弁を含む油圧系統は損傷を受けていなかつたことがいなればならないことが認められるのであるから、仮に、本船が本件岸壁に着岸する前から本件損傷が生じていたのであれば、上記着岸後、本船クレーンはチエーンブロック等を用いて手動で海側に旋回されたことになるが、そのような作業が行われたことを裏付ける証拠は何ら提出されていない。かえつて、△証拠略△によれば、上記着岸時、本船クレーンは、減速機の油

圧システムによって旋回されたことが認められない。

そこで、本件の損害賠償請求訴訟は、

① TTB内歯車の損傷箇所、

② TTB内歯車の損傷箇所、

③ TTB内歯車の損傷箇所、

④ TTB内歯車の損傷箇所、

⑤ 被告らの主張の検討

ア 前記(4)の認定に対し、被告らは、左

舷正横の方向を向いて停止していた本船

クレーンのジブに衝突した本件事故によつ

がつて、歯車一枚で約三〇二五度の旋回

に相当すること、②TTB内歯車の損傷箇

所は、ジブ格納位置から数えて三二枚目か

ら三四枚目までであること、③本船クレー

ンのジブがジブレストに格納されていると

き、その中心線は船尾方向から約七・三度

右舷側にあること、④ピニオンがTTB内

歯車の損傷位置にあるとき、ピニオンの損

傷した歯車がある部分がTTB内歯車と接

する状態となることが認められる。

そうすると、本件損傷が生じた当時の本

船クレーンのジブの中心線は、ジブ格納位

置から約九六・八度から約一〇二・九度ま

で回転させた位置であり、ほぼ左舷正横の

方向(船首方向を〇度、船尾方向を一八〇

度、左舷正横方向を二七〇度として、約二

六九・五度から約二七五・六度まで)を向

いていたものと認められる。

ウ したがつて、本件損傷は、本船クレ

ーンがほぼ左舷正横の方向を向いてブレ

キが掛かつた状態にあるときに生じたもの

であることが認められる。

(4) まとめ

以上、本件損傷のうち内部の損傷は同時

に生じたものであること、本船クレーンが

本件事故の発生前から損傷していたとは認められないこと、本件損傷は、本船クレーンがほぼ左舷正横の方向を向いてブレーキをかけたために生じたものと認められる。

イ そして、△証拠略△によれば、①TTB内歯車は全部で一九枚であり、した

がつて、歯車一枚で約三〇二五度の旋回

に相当すること、②TTB内歯車の損傷箇

所は、ジブ格納位置から数えて三二枚目か

ら三四枚目までであること、③本船クレー

ンのジブがジブレストに格納されていると

き、その中心線は船尾方向から約七・三度

右舷側にあること、④ピニオンがTTB内

歯車の損傷位置にあるとき、ピニオンの損

傷した歯車がある部分がTTB内歯車と接

する状態となることが認められる。

そうすると、本件損傷が生じた当時の本

船クレーンのジブの中心線は、ジブ格納位

置から約九六・八度から約一〇二・九度ま

で回転させた位置であり、ほぼ左舷正横の

方向(船首方向を〇度、船尾方向を一八〇

度、左舷正横方向を二七〇度として、約二

六九・五度から約二七五・六度まで)を向

いていたものと認められる。

イ また、被告らは、TTB内歯車の損

傷状況からすれば、本船クレーンのジブを

左舷正横の方向を向いて停止していた本船

クレーンのジブに衝突した本件事故によつ

て生じたものであると認めるのが相当であ

る。

ア 前記(4)の認定に対し、被告らは、左

舷正横の方向を向いて停止していた本船

クレーンが衝突する場合、本船ク

レーンのジブが先細りになつているため、

本件陸上クレーンのグラブバケットの四角

のうちの陸側の角が接触することになると

ころ、同グラブバケットの接触痕は海側の

角であるから、本船クレーンの向きは左舷

正横の方向でなかつたと考えられる旨主張

しおり、乙一七号証にはこれに沿う記載部分があ

る。

しかしながら、△証拠略△によれば、本

船クレーンのジブの角度は約八度(中心線

から各約四度)であると認められるのであ

り、前記(3)で認定した本件損傷が生じた当

時の本船クレーンのジブの中心線の方向

(約二六九・五度から約二七五・六度ま

で)からすれば、本船クレーンのジブの根

元側から見て右側の側面が、本件陸上クレ

ーンの横桁と並行あるいはこれより海側に

おいて接近した方向であつた可能性を否定

することはできないのであるから、本件陸

上クレーンのグラブバケットの海側の角が

陸側の角よりも先に本船クレーンのジブと

接触することはあり得なかつたとする被告

の上記主張は、採用することができない。

イ また、被告らは、TTB内歯車の損

傷状況からすれば、本船クレーンのジブを

左舷正横の方向を向いて停止していた本船

クレーンが衝突した本件事故によつ

て生じたものであると認めるのが相当であ

る。

ア 前記(4)の認定に対し、被告らは、左

舷正横の方向を向いて停止していた本船

クレーンが衝突する場合、本船ク

レーンのジブが先細りになつているため、

本件陸上クレーンのグラブバケットの四角

のうちの陸側の角が接触することになると

ころ、同グラブバケットの接触痕は海側の

角であるから、本船クレーンの向きは左舷

正横の方向でなかつたと考えられる旨主張

しおり、乙一七号証にはこれに沿う記載部分があ

る。

しかしながら、△証拠略△によれば、本

船クレーンのジブの角度は約八度(中心線

から各約四度)であると認められるのであ

り、前記(3)で認定した本件損傷が生じた当

時の本船クレーンのジブの中心線の方向

(約二六九・五度から約二七五・六度ま

で)からすれば、本船クレーンのジブの根

元側から見て右側の側面が、本件陸上クレ

ーンの横桁と並行あるいはこれより海側に

おいて接近した方向であつた可能性を否定

することはできないのであるから、本件陸

上クレーンのグラブバケットの海側の角が

陸側の角よりも先に本船クレーンのジブと

接触することはあり得なかつたとする被告

の上記主張は、採用することができない。

ア 前記(4)の認定に対し、被告らは、左

舷正横の方向を向いて停止していた本船

クレーンが衝突する場合、本船ク

レーンのジブが先細りになつているため、

本件陸上クレーンのグラブバケットの四角

のうちの陸側の角が接触することになると

ころ、同グラブバケットの接触痕は海側の

角であるから、本船クレーンの向きは左舷

正横の方向でなかつたと考えられる旨主張

しおり、乙一七号証にはこれに沿う記載部分があ

る。

主張するとおり、本船クレーンのジブに主張するところは、少なくとも上記三か所の傷があること認められるから、本件損傷を生じさせるほどの大きな外力が生じたことを示す新しい傷は上記二か所の傷（ジブを根元側から見た右側の面のもの）しか存在しない旨の原告の主張は採用することができない。

しかしながら、被告らの主張は、原告の指摘する上記二か所の傷が本件事故によって生じたものであることを否定するものではないから、本件損傷が本件事故によつて生じた旨の前記(4)の認定を左右するものではない。

ウ さらに、被告らは、本船クレーンのジブ及び本件陸上クレーンのグラブバケットの損傷の程度からすると、本件損傷が生じるほどの大きな衝撃が加えられたとは考えにくい旨をも主張し、証人丁原はこれに沿う証言をしており、N11号証にはこれに沿う記載部分がある。

しかしながら、証人丁原の証言は、具体的な経験や計算に基づくものではなく、また、証人丁原が証言後に作成した乙11号証には計算式を基にした被告主張内容に沿う記載がされているが、計算の前提とされた衝突時間、最大衝突力の値について疑問を呈する証拠（甲101号証）がある上、証人丁原は、条件がはつきりしないから計算までしていらない旨を証言していたところである。加えて、△証拠略によれば、TTB内歯車の向きは上部、中央部及び下部で異なっていること、ピニオンの歯の欠け方も上部と下部で大きく異なつて

いることが認められるのであるから、ピニオンに加わった力の大きさや向きは上部と下部で異なつていたものと考えられ、この原因が、証人乙山や証人丙川が指摘するバックラッシュと呼ばれるわずかな隙間の影響やピニオンが傾いたことによるものであることはにわかに断定し難いが、少なくとも、ピニオンとTTB内歯車に対する力の加わり方は相当に複雑なものであつたものと認められる。そうすると、本件事故における衝撃の程度等について、ピニオンの歯に水平方向の衝撃力が加わったこと等を前提とする乙11号証に記載の数値計算で十分に検討されているのかについては、大いに疑問があるといわざるを得ず、これを容易に採用することはできない。

したがつて、本件損傷が本件事故によって生じることが物理的にあり得ないとする被告らの上記主張は、採用することはできない。

なお、原告は、ストライカーの設置表（乙7号証）に描かれているイラストと本船では船倉及びハッチの数が異なり、同表は本船のものではない旨主張する。

しかしながら、同表には、船名として本船の名前が記載されており、またハッチ番号として「1H」から「5H」までの記載があることが認められるのであるから、イラストの船倉及びハッチの数が本船のものと異なることをもつて同表が本船のものではないと判断することはできず、原告の主張は、採用することができない。

しかしながら、リミット・スイッチを動作させるためのストライカーカーを設置した根拠として被告らが提出するストライカーフの設置表（乙7号証）によれば、ストライカーカーは、設置作業者の目測により設置するごととされているのであるから、設置作業者

が目測を誤つてストライカーカーを設置した可能性を否定することはできない。本件作業員の陳述書（乙11号証）及び戊田春夫の陳述書（乙13号証）によれば、本件陸上クレーンの運転者が交代する場合は、その都度、ストライカーカーの設置位置を船内作業主任者が確認する旨の記載があるが、ストライカーカーの設置表（乙7号証）には、本件作業員が運転を交代した本件事故当日の午前七時ころにストライカーカーの設置位置を再度確認した旨の記載はなく、他にこれを裏づける証拠もないのに、にわかに信用することができない。

したがつて、被告らの上記主張は、採用することができない。

なお、原告は、ストライカーカーの設置表（乙7号証）に描かれているイラストと本船では船倉及びハッチの数が異なり、同表は本船のものではない旨主張する。

しかしながら、同表には、船名として本船の名前が記載されており、またハッチ番号として「1H」から「5H」までの記載があることが認められるのであるから、イラストの船倉及びハッチの数が本船のものと異なることをもつて同表が本船のものではないと判断することはできず、原告の主張は、採用することができない。

オ 被告らは、本船の船長が、本船クレーンが突然動き出したこと、荷役作業が止まつたのは船のクレーンに起因するものであることなど、本船側の責任を書面（乙1号証、乙3号証）で認めている旨主張す

る。

しかしながら、上記書面の記載は、本件事故が、停止していた本船クレーンのジブに本件陸上クレーンが衝突したものであるとの前記認定を左右するものではない。

また、被告は、本船クレーンが突然動き出しても本件陸上クレーンに衝突した旨主張し、本件作業員の陳述書（乙11号証）は、これに沿う記載部分がある。しかし、本船クレーンのジブがほぼ左舷正横の方向を向いて停止していた際に本件損傷が生じたことは前記認定のとおり明らかである。本件事故によつて減速機等が損傷したこと、本件事故発生時に本船がおもて脚の状態（船首側が船尾側よりも沈んでいる状態）であったこと、本件事故の翌日には、本船クレーンがほぼ左舷正横の方向から時計回りに旋回し、本件第一船倉の上に移動していること（前記前提事実⑦）からすれば、本件事故発生後、本船クレーンが上記同様に旋回して本件陸上クレーンに再度衝突したこととも考へ得るところではあるが、そうであるとしても、それは本件事故後のことであって、前記認定を左右するものではない。

カ 被告らは、他にもるる主張するけれども、いづれも上記認定を左右するものではなく、採用することができない。

二 被告らの責任（争点②）について

前記一のとおり、本件事故は、本件作業員が操作する本件陸上クレーンが、ほぼ左舷正横の方向を向いて停止していた本船ク

レーンに衝突したものであるから、本件作業員は、原告に対し、民法七〇九条により本件事故により発生した損害を賠償する義務を負い、被告らはそれぞれ、その使用者として民法七一五条により、本件作業員と共同して不法行為責任を負うものと解される。

三 損害額（争点③）について

△証拠略によれば、原告は、本件事故により、別紙四損害一覧記載①から⑪までのとおり、六三八万〇八八〇円の損害を受けたことが認められる。

そして、本件口頭弁論に現れた一切の事情を考慮すれば、本件事故と相当因果関係の範囲内にある弁護士費用の額は、六五万円であると認めるのが相当である。よって、被告らは、原告に対し、損害賠償金七〇三万〇八八〇円及びこれに対する不法行為の日である平成一七年一月二一日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払義務を負うものと認められる。

第四 結論

以上によれば、原告の請求は上記の限度で理由があるからこれを認容し、その余の部分については理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官 三村晶子 裁判官 品田幸男 行川雄一郎)

▽損害賠償請求事件の認容判決の主文及び理由の更正決定にいえないとして取り消された事例

更正決定に対する即時抗告申立事件、東京地裁平二三(イ)二二九号、平23・12・28民二七部決定、取消（確定）原審東京簡裁（基本事件・平二三(イ)四七号ほか）平23・10・24更正決

正決定は、前記判決の実質的判断を変更する不適法なものであるとして、更正決定の取消しを求めた。

二 本決定は、基本事件の判決は認容額の計算過程について全く言及していないから、その計算過程において明白な誤りがあつたか否かを断定できない上、既払金を控除するか否かは実質的判断に属するものであつて、これが明白な誤りに当たるということはできないと判断し、原決定は違法であるとして更正決定を取り消した。

△民事訴訟法二五七条によれば、判決に明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立により又は職権で、いつでも更正決定することができるときとされている。これは、判決に明白な誤りがあるときは、訴訟経済の見地から、例外的に、上訴手続によらずに、裁判所自らこれを更正することとしたものである。

【主文】 一 原決定を取り消す。

相 手 方 乙 山 太 郎
同代理人弁護士 丙 川 松 夫

△参考条文 民訴法二五七条
△当事者 抗告人 甲 野 花 子
同代理人弁護士 向 井 諭

決書の書き方の正確性を求めるものであり、裁判官に注意喚起を促すものとして参考になろう。

（仮名）

しかし、抗告人は、即時抗告し、更正決定する旨の更正決定をした。

別紙一～四△略

民事訴訟法二八〇条、本決定は、簡裁判

【理由】 本件抗告の趣旨及び理由の要旨は、原決定は基本事件の判決の明白な誤りを訂正して更正するにとどまらずその実質的判断を変更する不適法なものであるから、原決定の取消しを求めるというものである。

一件記録によれば、① 基本事件は、抗告人運転の自転車と相手方運転の自動車との間で発生した交通事故について、抗告人が相手方に対し損害賠償を請求するなどした事案であること、② 基本事件の判決は、上記事故の過失割合について抗告人が正裕ほか編・注釈民事訴訟法(4)二〇七以下参照）、損害賠償額の算定に明白な誤りがあつたとし、職権により、主文中の「二三万四一八七円」とあるのを「五万一八三七円」と、判決書の結語中の「被告の請求は二三万四一八七円の限度で」とあるのを「被告の請求は五万一八三七円の限度で」とそれ